



【必ず提出していただく書類】

対 象	必 要 書 類	摘 要	確認欄
全 員	県営住宅家賃減免申請書	記入例を参考に記入してください。	<input type="checkbox"/>

【該当する場合に提出していただく書類】

対 象	必 要 書 類	摘 要	確認欄	
収入関係書類	① 給与収入がある方	令和5年分給与所得の源泉徴収票 (コピー)	手書の場合は、朱肉で社印の押されたもの。 ※複数お持ちの場合はすべて。 ※すでに退職している場合も源泉徴収票が必要です。 ※就職日が記載されている場合は「給与支払証明書」が別途必要です。	<input type="checkbox"/>
	② 令和5年1月2日以降に就職・転職をした方	給与支払証明書 (同封) ★	パート、アルバイトを含む。 ※平成20年4月1日以前に生まれた方	<input type="checkbox"/>
	③ 令和5年1月2日以降に自営業等を開始した方	収支明細書★	公社までお問い合わせいただくか、公社HPから様式をダウンロードしてください。	<input type="checkbox"/>
	④ 確定申告をした方	令和5年分確定申告書控え (第一表、第二表) (コピー)	受付済みであることが確認できるもの。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 年金を受給している方 (公的年金・企業年金等)	令和5年分公的年金等源泉徴収票 (コピー)	複数お持ちの場合はすべて。 ※1月中旬頃から順次郵送されます。	<input type="checkbox"/>
	⑥ ①～⑤に該当せず、平成20年4月1日以前に生まれた方 (他の提出書類で被扶養が確認できる方は除く)	令和6年度住民税申告書の控え (コピー)	受付済みであることが確認できるもの。	<input type="checkbox"/>
	⑦ 遺族・寡婦・障害年金を受給している方	年金振込通知書 (コピー) または預金通帳 (コピー)	いずれの場合も、令和5年1月～令和5年12月までの振込金額がわかるものすべて。	<input type="checkbox"/>
	⑧ 年金生活者支援給付金を受給している方	給付金振込通知書 (コピー) または預金通帳 (コピー)	いずれの場合も、令和5年1月～令和5年12月までの振込金額がわかるものすべて。	<input type="checkbox"/>
	⑨ 児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書 (コピー)	有効期限内のもの。 ※ひとり親世帯で受給していない方は必ず事前に公社までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
	⑩ 特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当証書 (コピー)	有効期限内のもの。	<input type="checkbox"/>
	⑪ 雇用保険の基本手当(失業手当)を受給している方	雇用保険受給資格者証 (コピー)	ハローワークから発行される雇用保険受給資格者証	<input type="checkbox"/>
その他	⑫ 令和5年1月2日以降に退職・転職をした方	雇用保険受給資格者証(コピー) ※発行されていない場合に限り、右記のいずれかの書類 (コピー)	・退職日記載の給与所得の源泉徴収票 ・雇用保険被保険者離職票 ・退職証明書★その他退職を確認できるもの。	<input type="checkbox"/>
	⑬ 令和5年1月2日以降に自営業等を廃業した方	廃業届の控え (コピー)	税務署長に提出した廃業届の控え	<input type="checkbox"/>
	⑭ 障がい者等手帳をお持ちの方(身体・精神・療育)	特定個人情報の利用等に関する申出書 (同封)	様式に手帳をお持ちの方の氏名と該当する手帳(情報)へのチェック(レ点)を記入してください。	<input type="checkbox"/>
	⑮ 指定難病患者に該当する方	特定医療費(指定難病)受給者証 (コピー)	対象者氏名、病名、有効期限等の確認ができるページのコピー 有効期限内のもの。	<input type="checkbox"/>

【注意事項】

○不正の行為によって家賃の減免を受けたときは、減免の承認を取り消されるばかりでなく、お住まいの住宅の明渡しを請求される場合があります。

例：退職後に再就職した場合や手当・給付金等を受給している場合に、必要書類を提出せず収入を秘匿したとき。必要書類を改ざん等し、または事実とは異なる書類を作成し提出したとき。

○必要に応じて、上記以外の書類も追加で提出をお願いします場合がありますので、ご了承ください。